

# 令和3年第4回 総務文教委員会会議録

令和3年9月2日

恵那市議会 議場

開 会： 午前10時00分

委員長 中嶋 元則

副委員長 太田 敦之

2番委員 林 貴光、3番委員 山内 敏敬、4番委員 平林 多津子、5番委員 後藤 康司

委員長 ; 皆さんおはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、令和3年第4回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る8月27日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、はじめに小坂市長、御挨拶をお願いします。

市長 ; 皆さん、おはようございます。

本日は第4回目となりました、総務文教委員会、早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。どうぞよろしく願います。

少しだけ近況を申し上げます。新型コロナの件ですけれども、今朝の新聞で皆さんご覧いただきましたように、本日でちょうど累計で感染された方が200人ということになりました。昨日の感染者数は11名ということで、昨日が最大でございます。

8月中の感染者は88人ということで、これも月別では最高でして、その前は5月にピークが来たんですけど、その時は34名でしたので、いかに8月が多かったかということだと思えます。昨日の11人の方、うち9人は何らかの接触があって濃厚接触者扱いとか接触者扱いで、検査を受けられた方ということで、いわゆるリンクが分かっている方が9人ということでして、残りの2人は不明かこれから調査ということでございます。

ある程度このように、家族だとか職場とかが分かってくると感染対策のしようもあるということを考えています。

岐阜県全体では、少しピークを超えたかなというような印象がございしますが、東濃5市はまだまだ高止まりということでございますので、引き続き皆様も含めて、市

民の皆様には、感染対策、それから個人の方の対策が一番重要でございますので、この徹底をお願いしたいというふうに思います。

それからワクチンの件も、今日の新聞に出ておりまして、少なくとも1回打った方は恵那市民の中の69.7%ということでございます。

8月は沢山のワクチンを打つことができたんですけども9月になりまして、ワクチンの供給量も少し落ちてきたということでございます。

現在、ワクチンの予約というのを市は受け付けていますけど、そこには1,740の方が申し込みをされているということで、それだけの方がお待ちでございますので、ここも、県ともうまく調整をし、少しでもワクチンをお届けしたいというふうに考えております。引き続き、まだまだワクチン接種が完全には届かない状況でございますので、特に感染対策を十分にさせていただくことを心からお願い申し上げまして、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。

それでは総務文教委員会、活発に御意見賜りますようによろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。

続きまして、鶴飼議長、御挨拶をお願いします。

議長 ; 皆さんおはようございます。

第4回の総務文教委員会、御苦勞さんでございます。9月に入って本当に過ごしやすい日が2日ばかり続いたんですけど、この雨も長雨にならないといいなというような感じですが、ぼちぼち稲刈りのほうも始まってくるなかで、先ほどの市長の話ではないですが、コロナが本当に身近にきたと。昨日は11人という感染者、そして、東濃地域で毎日60人近い50何人というような数字が出ております。

名古屋のほうではコンサートを行って、本当に常識を外れた今の対策やなと思いましたが、やっぱり国がうんぬんとかではなくて、やはり自分自身が、しっかりと不要不急、本当に用のないときは出入りしないというような、自分自身は自分で守らんやと、子たちも私らで守るという認識を持ってモラルを守っていただきたいなというふうなことを思います。

稲刈りや草刈りは、全然大丈夫です。アウトドアですので、こういうことをしっかりと皆さんやってもらって、過ごしていただきたいと思います。

9月議会も始まりましたので、よろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせ

ていただきます。

なお、本日は議場での開催となっております。質疑・答弁は着座にて行いますが、発言する際には挙手をし、委員長が指名をしてから、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、口元にあることを確認してから、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますようお願いいたします。

---

委員長 ; 初めに、「議第53号 恵那市押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

2番委員。

2番委員 ; おはようございます。それではよろしく願いいたします。

この条例の制定後に、規則、要綱等が改正されて実際に運用が始まるのはいつ頃を予定されておりますでしょうか。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; よろしく願いいたします。

規則と要綱につきましては、一部、本年度中に別の改正と同時に行うものや、国や県の動向により影響を受けるもの以外のものにつきましては、条例の議決日である9月末に施行予定です。以上です。

委員長 ; ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第53号 恵那市押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第53号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第54号 恵那市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

1 番委員。

1 番委員 ; はい。よろしくお願いします。

計画に位置付けられました、産業振興促進区域での固定資産税の課税の免除についての周知方法を教えていただきたいと思います。

委員長 ; 税務課長。

税務課長 ; はい。よろしくお願いします。

新過疎法による計画承認がされた後、市ホームページ及び市広報紙に掲載し、制度等の啓発を行ってまいります。

また、産業振興促進区域が山岡町、明智町、串原及び上矢作町であることから、恵那市恵南商工会からも、事業者にも周知してもらえるようにしていきます。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

2 番委員。

2 番委員 ; 今回の措置で、対象業種に情報サービス等が新たに追加されましたが、具体的にどのような業種が課税免除の対象となるのか教えてください。

委員長 ; 税務課長。

税務課長 ; はい。今回の法律等の改正により、既存の対象業種、製造業、旅館業、農林水産物等販売業に、新たに情報サービス業等を追加しております。情報サービス業等とは、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等です。

また、取得価格の要件としては 2,700 万円を超える場合であったものが、資本金の規模にも応じて 500 万円以上まで引き下げられました。

次に、対象となる設備投資については、新設、増設のみであったものが、取得または製作もしくは建設も対象としております。ただし、資本金の金額が 5,000 万円を超える法人は、新設、増設のみとなります。適用期限は令和 6 年 3 月 31 日までとなります。以上が今回の課税免除の内容でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第54号 恵那市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第54号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第55号 恵那市個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

4番委員。

4番委員 ; はい。失礼します。

恵那市個人情報保護条例の一部改正についての質問させていただきます。

3点あります。文言については、条例や議案ではなくて、全員協議会の資料などから出させていただきました。

1点目です。アンケート調査、統計調査、学術研究が目的であると申請すれば、情報が入手できるのでしょうか。入手後、別利用することも可能になるのでないかと思えます。それを心配しております。

2点目です。オンライン結合とって、相互に個人情報を閲覧できる状態についてです。恵那市の個人情報サーバーを、実施機関である市職員と実施機関以外の市民等が統合し、個人情報の入力、閲覧が可能である。とありますが、法令に基づく場合は結合できるようにするとしていますが、どのような法令でしょうか。

3点目です。個人情報開示請求を情報公開請求と同水準するとは具体的にどういうことでしょうか。以上、3点についてよろしく願いいたします。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; よろしく願いします。

1点目ですが、アンケート調査、統計調査、学術研究が目的であると申請すれば、情報が入手できますかということですが、今回そういったものを情報収集ができるということになります。

市内部で目的を持って個人情報の収集を行うことになりますので、委員が質問された、アンケート調査などを目的に情報を住民基本台帳から入手し、そういった情報

は個人情報の目的外利用として、アンケート調査のみ利用できるものとしますので、それ以外のものについて利用できるものではありません。

また、別に利用する場合は更に目的外利用の手続を改めて行う必要があることとなります。

2点目のオンライン結合について、どのような法令でしょうかということですが、具体的な例を法で挙げますと、マイナンバーの利用に関するものについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、住民基本台帳ネットワークに関するものについては、住民基本台帳法になります。

3点目の個人情報開示請求を情報公開請求と同水準にすると、具体的にどのようなことでしょうかという質問につきましては、開示請求制度というものには情報公開条例に基づく公文書の開示請求と、個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求があります。

主な違いとしては、御自身に関する情報について開示されるかどうかという点です。公文書の開示請求の個人情報は原則非開示となりまして、個人情報の開示請求は請求者の御本人の個人情報が開示されることとなります。

行政との非開示情報は原則同じであることから、今回、恵那市情報公開条例の第7条で非開示とされている基準を追加し、同水準としたものです。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

1 番委員。

1 番委員 ; はい。今回の改正の中で、アンケート調査の対象者等が本人以外からの個人情報の収集方法が追加されておりますけれども、年間でどれぐらいの件数を想定しているのか教えていただきたい。

あともう 1 つ、個人情報の開示請求に係る非開示判断基準も追加されております。これまで開示請求があったなか、どれぐらいの割合で非開示となっているのか。それと、今回明記されることによってどのような影響があるのか教えていただきたいと思います。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; はい。1点目の御質問です。過去5年間の個人情報保護審査会でアンケートに関連して諮問された件数は13件です。年間3件程度を想定しております。

2点目の御質問です。過去5年間の全23件の請求の中で、非開示部分を含むとして決定された件数は15件、全部非開示というのは0件となっております。

また、明記される影響ですが、情報公開条例と同水準の判断基準となりますので、同

じ公文書の開示の際に、公平かつ具体的な判断ができることとなります。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

2 番委員。

2 番委員 ; 当市における個人情報開示請求は増加傾向にあるということですがけれども、具体的にどのようなケースの開示請求があるか、主立った事例を教えてください。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; はい。過去 5 年間の個人情報開示請求の合計は 23 件です。

28 年度は 2 件、29 年度は 3 件、平成 30 年度は 2 件、令和元年度、令和 2 年度が、8 件ずつとなっており、増加傾向となっています。

委員の御質問の具体的な開示請求の事例ですが、5 年間で最も多く開示請求された内容としましては、介護認定に関する情報の開示請求が一番多いものでありました。その他には、母子保護に関する情報や、自身の戸籍証明等の請求内容の開示請求などがありました。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; 失礼します。ちょっと長くなりますが座ってでいいですか。

委員長 ; 自席でお願いします。

4 番委員 ; はい。議第 55 号の恵那市個人情報保護条例の一部改正について反対討論を行いたいと思います。

先の通常国会で成立したデジタル関連法が昨日施行されてデジタル庁が発足したことに関連しての条例の一部改正提案かと思われます。

私は、デジタル行政の発展と普及によって、行政等の業務や手続を効率化し、国民生活の利便性を向上させることは大切だと考え、そのことについては反対するつもりはありません。

しかし、それ以前に大切なことは、プライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権だということです。どんな自己情報が集められているのかを知り、不当に使われないようにする権利、自己情報をコントロールする権利、情報開示の自己決定権を保障することがとても大切だと思います。

今回の条例の改正は、行政機関などが持つ個人データ開示の縛りを弱め、特定の個

人を容易に識別できないように加工すれば、本人の同意なしに、第三者に提供できる仕組みを導入していることに問題を感じます。

例えば、1つ目、本人以外からの個人情報の収集方法が追加され、アンケート調査の対象者、表彰等の推薦者等の個人情報を住民基本台帳から把握できるようになったこと。

2つ目、個人情報の目的外利用、外部提供の範囲を拡大し、統計調査とか学術研究という目的であれば、対象者の情報を開示できるようにすること。

3つ目、オンライン結合により、例えば恵那市のサーバーに入っている個人情報が市民以外であっても、パソコン、携帯電話等で閲覧できる状態になること。

4つ目、個人情報の開示が情報公開請求と同水準にされること。等々です。

これらは、行政が特定の目的のために集めた個人情報が企業などに流れ、本人の同意もないまま外部提供され、目的外利用されることにより、企業の成長戦略、企業利益につながっていくことだと考えます。

情報を扱うデジタル庁職員の約3割は、IT企業社員ら民間の採用で、企業との兼業も認めています。情報の事業執行の不透明性や癒着が心配されるという声も多く上がっております。

また、今回の条例の改正は、自治体独自の個人情報保護条例を一旦リセットし、一旦リセットしてことは、これは平井卓也デジタル改革担当相の国会答弁ですが、一旦リセットし、全国共通のルールを設けた上で、自治体独自の保護条例は最小限に制限されるものです。自治体が条例で国より強い規制をすることに縛りがかかることになると思います。

憲法が保障する基本的人権保護のために、プライバシーを守ることができない今回の恵那市個人情報保護条例の一部改正に反対いたします。

皆さんの御賛同をお願いして、反対討論を終わります。よろしくお願いします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかに討論はありませんので、討論を終結し採決を行います。

「議第55号 恵那市個人情報保護条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第55号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ;次に、「議第56号 恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ;御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ;討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第56号 恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ;挙手多数であります。よって「議第56号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ;次に、「議第58号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

1番委員。

1番委員 ;はい。この地域経済牽引事業に該当する市内で事業を行っている事業者はどれぐらいあるのか教えてください。

委員長 ;税務課長。

税務課長 ;はい。今現在適用している事業所はありません。詳細については、企業の投資計画に関わる部分であること、事業認定は岐阜県が行っていることから、対象事業所等は把握しておりませんが、岐阜県に認定されている事業所が数件あると聞いております。以上でございます。

委員長 ;ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ;御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第58号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第58号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第59号 恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

1番委員。

1番委員 ; はい。家庭的保育事業等では、今回の改正で電磁的記録が追加されることによって園の運営上何か変わることがあるのでしょうか。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; はい。今回の改正で電磁的記録、電子データによります、書面の提出方法を認める規定を追加いたします。これによって、家庭的保育事業者、恵那市でいきますと未満児保育を行っております、保育所ちゃおがこれに該当いたしますが、市に提出する書類、例えば運営費の請求書であったり、在園児の名簿等、今までの紙様式に変えて電子データで提出することが可能となることから、事業者側の選択肢の幅が増え事務負担の軽減につながるものというふうに考えております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第59号 恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第59号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第60号 恵那市過疎地域持続的発展支援計画の策定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

2番委員。

2番委員 ; 過疎対策事業債は、単年でどれぐらいの規模で起債を考えられておられるでしょうか。

委員長 ; 地域振興課長。

まちづくり企画部次長兼

地域振興課長 ; はい。お願いします。

今回の過疎計画では、山岡町、明智町が新たに加わることになりました。そういった中でありますけども、国の今年度の起債計画での過疎対策事業債分は5,000億円というような予算規模になっております。

昨年度までは4,700億円というような状況でしたので、国全体では大きくこのところが増えているという状況ではありません。

そんな中で、今回の補正予算をお願いしている中では、過疎債を活用するために3億1,200万円ほどの歳入の組替えをお願いしているところであります。

今後、この起債協議が進められていきますので、全体的な活用がどれほどできるかというのは今後の協議かかっておりますけども、そういったところを見極めながら、進めていきたいということでございます。

ちなみに、過去この5年間の恵那市での過疎債の活用につきましては、年平均2億4,000万円ほどの活用がありましたので、国全体では余り大きく増えておりませんが、そういった規模感で、重要性、緊急性というところを視点に、有効活用を考えていきたいというような状況になっておりますのでよろしく申し上げます。

委員長 ; ほかにありますか。

1番委員。

1番委員 ; はい。前回の一般質問の中の答弁で、新たな計画では目標と達成状況の評価が明記されると言われておりましたけども、それはこの計画の中でどの部分に当たるのか教えていただきたいのと、実施計画は毎年見直すということでもよろしかったでしょうか。

委員長 ; 地域振興課長。

まちづくり企画部次長兼

地域振興課長 ; はい。市町村計画での目標を定めることについては、今回の法律で新たに明記がされたところであります。そんな中で、当計画においては、具体的には 13 ページになりますけども、地域の持続的発展のための基本目標という項目を設けております。そちらの中で目標を定めさせていただきました。

本計画については、総合計画の推進を図るということでもございますので、目標は、各地域の発展、地域力の向上が市全体の発展につながるといった考えのもと、総合計画の目標人口を、大目標において、まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価指標のうち、人口の社会動態、出生数、合計特殊出生率を目標値としております。

また、達成状況につきましては、総合計画等の検証、進捗管理により行うこととしておりますので、お願いいたします。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 6 0 号 恵那市過疎地域持続的発展支援計画の策定について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 6 0 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

2 番委員。

2 番委員 ; 今回の計画で市道飯地中野方線が全線整備されることとなるのでしょうか。

委員長 ; 地域振興課長

まちづくり企画部次長兼

地域振興課長 ; はい。この計画でもって、これが予定どおり実施することができれば、これによって計画されておりました改良区間の整備、これが全て終了することになりますので

ろしくお願いします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 6 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 6 1 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; ここで休憩をはさみ、執行部の入れ替えを行います。

会議再開後は、議第 6 7 号補正予算から行います。

それでは、10 時 45 分まで休憩といたします。

(午前 10 時 33 分休憩)

---

(午前 10 時 39 分再開)

委員長 ; 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

「議第 6 7 号 令和 3 年度恵那市一般会計補正予算(第 4 号)(歳入歳出所管部分)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; はい。お願いします。10 款 2 項 1 目の小学校施設管理経費と 10 款 3 項 1 目の中学校施設管理経費についてお尋ねいたします。

4 つ目と 5 つ目、その他営繕小学校が 143 万 9,000 円、中学校が 320 万 5,000 円となっておりますが、その内容はどのようなものでしょうかお尋ねいたします。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; はい。よろしくお願いします。

今回の補正は、今年度当初のほうで緊急修繕が沢山ございました。そちらのほうに、当初予算で先に修繕させていただきましたので、今年度、修繕するものが予算不足

なったことにより、補正をさせていただきました。

例えば、小学校ですと、全員協議会のほうで説明させていただきましたが、プールのろ過器修繕とか、上矢作小学校のコンビネーション遊具の修繕のほかに、その他としまして、大井小学校の普通教室を特別教室にするような修繕を予定しております。中学校のその他修繕については、恵那西中学校の校舎生徒玄関等が雨漏りにより修繕をする必要がございますので、そちらのほうの修繕を予定しております。

そのほか細かな修繕もございますので、補正をさせていただきました。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

1 番委員。

1 番委員 ; はい、予算資料の4ページにあります、防災推進経費の中で、ハザードマップの更新委託料がありますが、現在の土砂災害のハザードマップは2万分の1で、写真と拡大図が5,000分の1というふうになっておりますけども、今回どのような更新をされるのか、それから、洪水ハザードマップを更新するのか、また、完成予定を教えてください。

委員長 ; 危機管理課長。

危機管理課長 ; はい。よろしく願いいたします。

今回の更新につきましては、拡大図であります、5,000分の1のマップを更新させていただきます。内容につきましては、土砂災害における部分と、洪水における部分を合わせての更新となります。

今回の補正予算で上げさせていただいたものは、地図作成に向けた電子的な処理に係る経費でございます、印刷につきましては来年度予算で計上させていただきたいと考えております。

よって、完成予定につきましては、来年度の出水期までの予定で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

2 番委員。

2 番委員 ; 同じ項目の質問になりますけれども、新たにイエローゾーンやレッドゾーンに入ることになった場合、住民への周知はどのような形でされますでしょうか。

委員長 ; 危機管理課長。

危機管理課長 ; はい。よろしく願いいたします。

住民への周知でございますが、レッドゾーン、イエローゾーンの指定は指定権者が

岐阜県知事となっています。周知の方法は、コロナ禍前までは住民説明会等を実施して周知を図ったということですが、昨年度はコロナ禍ということもあり、書面と対象者からの質問を受けるという形で実施したとお伺いしております。

今年度につきましては、書面等を含めまして、方法につきましては協議中ということでお伺いしております。よろしくお伺いいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; 2 款 1 項 18 目の山村振興地域等活性化事業費についてお尋ねいたします。

大船山周辺観光施設の整備はどのようなことを行うのかお聞きします。

委員長 ; 地域振興課長。

まちづくり企画部次長兼

地域振興課長 ; はい。上矢作町の観光資源であります、大船山の風車群周辺の支障木の伐採等の環境整備事業になります。

これまでも、過疎債のソフト事業を活用して取り組んできた事業でございますけども、新たな計画策定というところの中で、ソフト事業の扱いについて見極めをしてまいりました。計画策定において、地域調整等をする中で、改めてその必要性が確認をされましたので、計画に今回も取り込みまして、今回補正で事業実施のお願いをしたところでございます。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

1 番委員。

1 番委員 ; 資料 5 ページにあります、モータースポーツ推進経費のところ、車中泊の拠点整備とありますが、この整備によって何台利用できるのか教えていただきたいのと、今後の活用方法も教えてください。

委員長 ; 企画課長。

企画課長 ; はい。まず、今回の整備で何台かということにつきましては、くしはら温泉ささゆりの湯の駐車場に 5 台、恵那山荘の駐車場に 3 台、合計 8 台を設置する予定であります。

2 点目の今後の活用方法についてということですが、今回の補正は 11 月に予定の WRC に関連して、モータースポーツイベントの一環で設置させていただきます。

今、アウトレジャーは大変利用が多いというふうに、全国的にも市内でも伺っております。この前作ったアウトレジャー推進計画などにも計画してありますように、今後も多様な宿泊ニーズに対応できるよう、市内の観光施策の充実に努めていきたいと、こんなふうに考えております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

1 番委員。

1 番委員 ; はい、資料の 7 ページ、過疎対策事業債ところ、先ほどもちょっと質問がありましたけども、財源の組替えの中で前年度よりも増額されていると思われませんがその理由を教えてくださいたいと思います。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; はい。よろしくお願いします。

過疎対策事業債について、歳入歳出決算における成果等実績に報告された金額で、令和元年度は 2 億 6,160 万円。令和 2 年度は 1 億 8,060 万円活用しております。今回の 9 月補正では、前年度より 1 億 3,220 万円増額の 3 億 1,280 万円の補正となっております。

増額の理由ですが、新たに山岡町、明智町が過疎地域に該当となりましたことを踏まえ、山岡道の駅の改修、明知鉄道施設整備事業等を追加し、従前の過疎地域である上矢作町、串原の事業では、上矢作グラウンドトイレ改修事業、くしはら温泉改修事業を増額するなど、4 地域で持続的発展に必要な事業費分を増額しております。

今後、県との協議を進め、県からの配分額が決定されますので、よろしくお願いします。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 6 7 号 令和 3 年度恵那市一般会計補正予算(第 4 号)(歳入歳出所管部分)」

は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 6 7 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 7 0 号 令和 3 年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第70号 令和3年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第70号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第71号 令和3年度恵那市上財産区特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第71号 令和3年度恵那市上財産区特別会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第71号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了いたしました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和3年第4回総務文教委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

午前 10 時 51 分閉会

---

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 中 嶋 元 則